

回答日	市の回答
令和元年10月31日	
1	委員会での難聴の傍聴者への配慮（集音タイプ補聴器の貸し出し等）について
	<p>ご提案の集音タイプ補聴器（シーメンス ポケットィオDHP）は、薬事法で定められた医療機器で、会話を理解しやすいように一人ひとりの聴力に合わせて調整する必要があります。本機器の使用については、不特定の方が使用することで音響外傷による難聴の進行や耳周囲の外傷や炎症などのおそれがありますので、貸し出しを目的に設置することは難しいものと考えます。</p> <p>今後は、聴き取りをサポートする集音器や助聴器、整音器といった音響機器の活用について先進的な取組みのある自治体等を参考に検討したいと存じます。</p> <p>なお、当面は申出により持参された補聴器の使用や、卓上マイク装置から有線のイヤホン使用による傍聴を検討しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
2	傍聴者への委員会討議資料の「見える化」（OHP投影による資料の共有）について
	<p>委員会については、現在、傍聴者への資料の提供はしておりません。ただし、今後の対応については調査、研究を続けてまいります。</p>
3	委員会の報告書を議事録の速報版として一週間以内に公表することについて
	<p>委員会については、現在、会議録の公開はしておりません。ただし、今後の対応については調査、研究を続けてまいります。</p>
4	当月の教育委員会、また宍粟市総合教育会議の議事録公表が次月（1か月後）ときわめて遅く、タイムリーに議事内容を確認できない。せめて2週間以内に公表するよう規則を改正し改善してほしい。
	<p>① 教育委員会会議録の公表について 教育委員会の会議録は、次回の会議で承認を受けた後、公表に至っています。会議は原則公開しており、正確性も求められる会議録の公表には、規則第7条第2項の手続きが必要であると考えています。事情をお汲み取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>宍粟市教育委員会会議規則第7条第2項 会議録には、教育長及び教育長が指名した委員1人が署名し、次回の会議において承認を受けるものとする。</p> <p>② 総合教育会議会議録の公表について 総合教育会議の会議録は会議終了後、遅滞なく作成していますが決裁に時間を要しています。できる限り早期の公表に努めます。</p>